

閱 覧 用

※ 個人情報に係る部分は秘匿しています。

令和元年第 3 回定例市議会提出議案

(予 算 書 を 除 く 。)

藤 井 寺 市

目 次

議案番号	議 案 名	ページ
(報 告)		
1 6	専決処分の承認を求めることについて（令和元年度藤井寺市一般会計補正予算（第5号））	1
(議 案)		
3 6	藤井寺市事務分掌条例の一部改正について	2
3 7	藤井寺市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について	4
3 8	一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について	9
3 9	藤井寺市立ふじみ緑地駐車場条例の制定について	5 7
4 0	藤井寺市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について	6 1
4 1	藤井寺市下水道条例の一部改正について	6 3
4 2	市道路線の一部廃止について	6 7
4 3	藤井寺市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	6 8

このほかの提出議案

- 議案番号 4 4 令和元年度藤井寺市一般会計補正予算（第6号）について
- 4 5 令和元年度藤井寺市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 4 6 令和元年度藤井寺市介護保険特別会計補正予算（第4号）について
- 4 7 令和元年度藤井寺市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 4 8 令和元年度藤井寺市病院事業会計補正予算（第1号）について
- 4 9 令和元年度藤井寺市公共下水道事業会計補正予算（第3号）について

報告第 16 号

専決処分の承認を求めることについて（令和元年度藤井寺市一般会計補正予算（第 5 号））

令和元年度藤井寺市一般会計補正予算（第 5 号）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和元年 11 月 29 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

議案第 36 号

藤井寺市事務分掌条例の一部改正について

藤井寺市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 11 月 29 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

令和 2 年 4 月 1 日付けで実施する組織機構改革に伴い、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 158 条第 1 項の規定により、市長の権限に属する組織等の変更をするため本条例の一部を改正するものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市事務分掌条例の一部を改正する条例

藤井寺市事務分掌条例（平成 27 年藤井寺市条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 5 号及び第 6 号を次のように改める。

(5) 健康福祉部

(6) こども未来部

第 2 条政策企画部の項第 1 号中「及び総合調整」を「、総合調整及びシティセールスの総括」に改め、同項第 6 号及び第 7 号を削り、同条市民生活部の項第 4 号中「、環境衛生及び防犯」を「及び環境衛生」に改め、同項に次の 2 号を加える。

(6) 観光に関すること。

(7) 商工業及び労働に関すること。

第 2 条福祉部の項中「福祉部」を「健康福祉部」に改め、同項に次の 1 号を加える。

(4) 保健及び健康づくりに関すること。

第 2 条こども・健康部の項中「こども・健康部」を「こども未来部」に改め、同項第 2 号を次のように改める。

(2) 保育に関すること。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 37 号

藤井寺市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について

藤井寺市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例を次のように定める。

令和元年 11 月 29 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

市の機関に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通事項を定めることにより、市民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的に条例を制定するものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、市の機関に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、市民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例等 条例及び執行機関の規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程を含む。以下同じ。）並びに大阪府の条例及びその執行機関の規則（地方自治法第252条の17の2第1項又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第55条第1項の規定により本市が処理することとされた事務に係るものに限る。）をいう。
- (2) 市の機関 市長、地方自治法第138条の4第1項の規定により市に置かれる執行機関、地方公営企業法第7条の規定により市に置かれる水道事業管理者若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であって法律若しくは条例上独立に権限を行使することを認められた職員をいう。
- (3) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。
- (4) 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。
- (5) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- (6) 申請等 申請、届出その他の条例等の規定に基づき市の機関に対して行われる通知をいう。
- (7) 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の条例等の規定に基づき市の機関が行う通知（不特定の者

に対して行うものを除く。)をいう。

(8) 縦覧等 条例等の規定に基づき市の機関が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。

(9) 作成等 条例等の規定に基づき市の機関が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。

(10) 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。

(電子情報処理組織による申請等)

第3条 市の機関は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、電子情報処理組織（市の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して行わせることができる。

2 前項の規定により行われた申請等については、当該申請等を書面等により行うものとして規定した申請等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該申請等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の規定により行われた申請等は、同項の市の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関に到達したものとみなす。

4 第1項の場合において、市の機関は、当該申請等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって当該署名等に代えさせることができる。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第4条 市の機関は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して行うことができる。

2 前項の規定により行われた処分通知等については、当該処分通知等を書面等により行うものとして規定した処分通知等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の規定により行われた処分通知等は、同項の処分通知等を受ける者の使

用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。

- 4 第1項の場合において、市の機関は、当該処分通知等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

（電磁的記録による縦覧等）

第5条 市の機関は、縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うことができる。

- 2 前項の規定により行われた縦覧等については、当該縦覧等を書面等により行うものとして規定した縦覧等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

（電磁的記録による作成等）

第6条 市の機関は、作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うことができる。

- 2 前項の規定により行われた作成等については、当該作成等を書面等により行うものとして規定した作成等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

- 3 第1項の場合において、市の機関は、当該作成等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

（手続等に係る電子情報処理組織の使用に関する状況の公表）

第7条 市長は、少なくとも毎年度1回、市の機関が電子情報処理組織を使用して行わせ、又は行うことができる申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信の技術の利用に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

（委任）

第 8 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（藤井寺市行政手続条例の一部改正）

2 藤井寺市行政手続条例（平成 1 1 年藤井寺市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項ただし書中「添付書類」の次に「その他の申請の内容」を加える。

第 3 4 条第 4 項第 2 号中「含む。）」の次に「又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を加える。

議案第 38 号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 11 月 29 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

令和元年 8 月 7 日付けの人事院勧告を受け、本市においても、本勧告及び近隣都市における均衡や情勢に鑑み、一般職の職員、特定任期付職員及び会計年度任用職員の給料月額、勤勉手当、住居手当等並びに特別職の職員の期末手当の改定を行うものである。

藤井寺市条例第 号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和34年藤井寺市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第25条第2項第1号中「100分の92.5」を「、6月に支給する場合には100分の92.5、12月に支給する場合には100分の97.5」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職 員 の 区 分	職務の 等級 号給	特1等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再 任 用 以 外 の 職 員	1	408,100	362,900	319,200	289,700	264,200	231,500	195,500	146,100
	2	410,500	365,500	321,400	291,900	266,000	233,100	197,300	147,200
	3	413,000	367,900	323,700	294,000	267,800	234,600	199,100	148,400
	4	415,400	370,500	325,900	296,000	269,900	236,200	200,900	149,500
	5	417,300	372,400	328,100	297,900	271,600	237,600	202,400	150,600
	6	419,600	374,900	330,100	300,000	273,400	239,300	204,200	151,700
	7	421,700	377,200	332,300	302,200	275,200	240,800	206,000	152,800
	8	423,900	379,700	334,500	304,200	277,200	242,400	207,800	153,900
	9	425,900	382,100	336,400	306,100	279,200	243,500	209,400	154,900
	10	428,000	384,800	338,600	308,400	281,200	245,000	211,200	156,300
	11	430,100	387,400	340,600	310,600	283,100	246,600	213,000	157,600
	12	432,200	390,100	342,800	312,900	285,000	247,900	214,800	158,900
	13	433,900	392,500	344,600	315,000	287,000	249,400	216,200	160,100
	14	435,700	394,800	346,600	317,100	288,900	250,800	218,000	161,600
	15	437,700	397,000	348,600	319,300	290,800	252,100	219,700	163,100

16	439,700	399,400	350,600	321,400	292,600	253,500	221,500	164,700
17	441,600	401,200	352,300	323,300	294,400	255,000	223,200	165,900
18	443,400	403,200	354,300	325,300	296,400	256,500	224,900	167,400
19	445,200	405,100	356,100	327,300	298,500	258,200	226,500	168,900
20	446,900	406,900	358,000	329,300	300,500	260,000	228,100	170,400
21	448,700	408,800	359,900	331,000	302,400	261,600	229,500	171,700
22	450,200	410,600	361,800	333,100	304,500	263,300	231,200	174,400
23	451,600	412,400	363,800	335,100	306,500	264,900	232,800	177,000
24	453,100	414,300	365,700	337,200	308,600	266,500	234,400	179,600
25	454,500	416,100	367,700	338,600	310,300	268,400	235,400	182,200
26	455,800	417,600	369,600	340,500	312,400	270,200	236,900	183,900
27	457,100	419,100	371,600	342,400	314,400	271,900	238,300	185,500
28	458,300	420,700	373,600	344,300	316,400	273,600	239,500	187,200
29	459,300	422,300	375,100	345,900	318,100	275,300	240,700	188,700
30	460,000	423,600	376,900	347,800	320,100	277,000	241,900	190,400
31	460,800	424,900	378,700	349,700	322,200	278,800	242,900	192,200
32	461,500	426,100	380,300	351,500	324,300	280,300	244,100	193,900
33	462,200	427,300	382,100	353,400	325,500	281,800	245,400	195,500
34	463,000	428,600	383,500	355,200	327,500	283,700	246,400	196,900
35	463,700	429,900	385,000	357,000	329,400	285,500	247,600	198,400
36	464,300	431,100	386,600	358,700	331,500	287,400	248,900	199,900
37	464,800	432,300	388,000	360,100	333,400	289,000	249,800	201,200
38	465,400	433,100	389,200	361,400	335,300	290,700	251,100	202,500
39	466,000	433,900	390,400	362,800	337,300	292,500	252,300	203,700
40	466,600	434,700	391,500	364,200	339,200	294,300	253,600	205,000
41	467,100	435,300	392,600	365,500	341,100	295,800	255,000	206,300
42	467,600	436,000	393,800	366,400	343,000	297,500	256,400	207,600
43	468,000	436,700	395,000	367,500	344,800	299,000	257,600	208,900
44	468,300	437,400	396,100	368,600	346,700	300,600	258,800	210,200
45	468,600	438,200	396,800	369,400	348,200	302,200	260,000	211,300
46		439,000	397,500	370,300	349,600	303,900	261,200	212,600
47		439,400	398,200	371,200	351,100	305,500	262,500	213,900
48		440,100	398,900	372,100	352,600	307,200	263,600	215,200

49	440,600	399,500	373,000	354,200	308,100	264,700	216,300
50	441,000	400,100	373,800	355,000	309,600	265,800	217,400
51	441,400	400,600	374,600	356,200	311,100	267,100	218,400
52	441,800	401,000	375,400	357,200	312,700	268,400	219,500
53	442,200	401,400	376,100	358,100	314,300	269,400	220,600
54	442,600	401,700	376,800	359,200	315,900	270,500	221,600
55	443,000	402,000	377,500	360,100	317,500	271,800	222,500
56	443,300	402,300	378,200	361,200	319,000	273,100	223,500
57	443,600	402,600	378,700	362,100	320,500	274,000	223,800
58	444,000	402,900	379,300	362,800	321,700	275,000	224,600
59	444,300	403,200	379,900	363,500	322,900	275,900	225,400
60	444,600	403,500	380,600	364,200	324,100	277,000	226,100
61	444,900	403,800	381,000	364,600	324,800	278,100	226,800
62		404,100	381,700	365,200	325,700	279,100	227,800
63		404,400	382,300	365,900	326,500	280,000	228,600
64		404,700	382,900	366,600	327,300	281,000	229,400
65		405,000	383,300	366,900	328,200	281,500	230,100
66		405,300	383,900	367,600	328,600	282,400	230,800
67		405,600	384,500	368,300	329,300	283,100	231,700
68		405,900	385,100	369,000	330,100	284,000	232,700
69		406,100	385,500	369,300	330,900	285,000	233,400
70		406,400	386,000	369,900	331,600	285,800	234,000
71		406,700	386,500	370,600	332,300	286,600	234,500
72		407,000	387,100	371,200	333,000	287,400	235,200
73		407,200	387,400	371,500	333,500	288,200	236,000
74		407,500	387,800	372,100	334,100	288,700	236,600
75		407,800	388,200	372,800	334,600	289,100	237,200
76		408,000	388,600	373,400	335,200	289,600	237,700
77		408,200	388,900	373,800	335,500	289,800	238,400
78		408,500	389,200	374,300	336,000	290,100	239,100
79		408,800	389,500	374,900	336,400	290,300	239,800
80		409,000	389,800	375,400	336,900	290,700	240,300
81		409,200	390,000	375,900	337,300	290,900	240,800

82	409,500	390,300	376,500	337,800	291,100	241,500
83	409,800	390,600	377,000	338,300	291,500	242,200
84	410,000	390,800	377,300	338,800	291,800	242,900
85	410,200	391,000	377,700	339,100	292,100	243,500
86		391,300	378,200	339,500	292,400	244,200
87		391,600	378,600	340,000	292,700	244,900
88		391,800	379,000	340,400	293,100	245,600
89		392,000	379,400	340,700	293,400	246,100
90		392,300	379,900	341,100	293,800	246,600
91		392,600	380,300	341,600	294,100	246,900
92		392,800	380,700	342,000	294,500	247,300
93		393,000	381,000	342,200	294,700	247,600
94				342,600	294,900	
95				343,100	295,200	
96				343,500	295,600	
97				343,700	295,800	
98				344,100	296,100	
99				344,500	296,500	
100				344,800	296,900	
101				345,100	297,100	
102				345,500	297,400	
103				345,900	297,800	
104				346,300	298,100	
105				346,800	298,300	
106				347,200	298,600	
107				347,600	299,000	
108				348,000	299,300	
109				348,500	299,500	
110				348,900	299,900	
111				349,200	300,300	
112				349,500	300,600	
113				350,000	300,800	
114					301,000	

	115							301,300	
	116							301,700	
	117							301,900	
	118							302,100	
	119							302,400	
	120							302,700	
	121							303,100	
	122							303,300	
	123							303,600	
	124							303,900	
	125							304,200	
再 任 用 職 員		389,900	356,800	315,100	289,700	274,600	255,200	215,200	187,700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、
第28条に規定する職員を除く。

別表第2（第3条関係）

医療職給料表

ア 医療職給料表(1)

職 員 の 区 分	職務の 等級	1 等級	2 等級	3 等級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
再 任 用 以 外	1	471,700	399,000	249,800
	2	474,000	401,900	252,300
	3	476,200	404,500	254,800
	4	478,500	407,200	257,300
	5	480,700	409,800	259,500

の 職 員	6	482,900	412,200	263,300
	7	485,100	414,900	267,100
	8	487,300	417,300	270,900
	9	489,300	419,500	274,500
	10	491,400	422,200	278,500
	11	493,500	424,800	282,500
	12	495,600	427,500	286,500
	13	497,700	429,900	290,300
	14	499,800	432,400	294,300
	15	501,900	434,800	298,200
	16	504,000	437,300	302,100
	17	506,100	439,300	305,800
	18	508,100	441,700	309,400
	19	510,100	444,000	312,900
	20	512,100	446,400	316,500
	21	513,900	447,900	320,100
	22	515,700	450,300	323,800
	23	517,600	452,600	327,300
	24	519,500	454,900	330,600
	25	521,200	456,900	334,100
	26	523,000	459,200	336,800
	27	524,800	461,400	339,400
	28	526,600	463,700	342,000
	29	528,200	465,800	346,500
	30	530,000	468,100	349,700
	31	531,800	470,400	352,800
	32	533,600	472,600	355,900
	33	535,200	474,600	358,700
	34	537,000	476,700	361,400
	35	538,700	478,800	364,500
	36	540,500	480,900	367,700
	37	542,100	483,000	370,600
	38	543,700	484,800	374,100

39	545, 100	486, 600	377, 100
40	546, 700	488, 400	380, 700
41	548, 200	490, 100	384, 300
42	549, 600	491, 900	387, 000
43	551, 000	493, 700	389, 500
44	552, 300	495, 500	392, 100
45	553, 500	497, 100	394, 900
46	554, 500	498, 800	397, 200
47	555, 500	500, 600	399, 700
48	556, 500	502, 400	401, 800
49	557, 500	504, 000	403, 800
50	558, 400	505, 300	406, 100
51	559, 300	506, 600	408, 300
52	560, 200	507, 900	410, 600
53	561, 000	508, 900	412, 900
54	561, 900	510, 200	415, 000
55	562, 800	511, 500	417, 000
56	563, 700	512, 800	419, 100
57	564, 600	513, 800	421, 000
58	565, 500	514, 600	422, 800
59	566, 400	515, 400	424, 600
60	567, 100	516, 200	426, 600
61	568, 000	517, 100	428, 500
62	568, 900	517, 900	430, 500
63	569, 800	518, 800	432, 400
64	570, 700	519, 600	434, 400
65	571, 600	520, 500	436, 200
66		521, 400	438, 000
67		522, 100	439, 700
68		523, 000	441, 500
69		523, 900	443, 300
70		524, 700	445, 100
71		525, 600	446, 900

72	526, 500	448, 600
73	527, 300	450, 400
74	528, 200	452, 100
75	529, 100	453, 900
76	529, 800	455, 700
77	530, 600	457, 600
78	531, 500	458, 800
79	532, 400	460, 000
80	533, 300	461, 200
81	534, 100	462, 400
82	535, 000	463, 400
83	535, 900	464, 400
84	536, 800	465, 400
85	537, 600	466, 200
86	538, 500	466, 900
87	539, 400	467, 600
88	540, 300	468, 300
89	541, 100	469, 000
90		469, 700
91		470, 400
92		471, 000
93		471, 300
94		472, 000
95		472, 700
96		473, 400
97		473, 800
98		474, 400
99		475, 100
100		475, 800
101		476, 200
102		476, 800
103		477, 400
104		477, 900

	105			478,500
	106			479,000
	107			479,500
	108			480,000
	109			480,400
	110			481,000
	111			481,400
	112			481,900
	113			482,400
	114			483,000
	115			483,600
	116			484,000
	117			484,500
	118			485,100
	119			485,700
	120			486,300
	121			486,800
再 任 用 職 員		466,000	393,000	338,600

備考 この表は、病院に勤務する医師で規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表(2)

職 員 の 区 分	職務の 等級	特 1 等級	1 等級	2 等級	3 等級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再 任	1	327,000	269,100	223,600	156,400
	2	329,000	270,800	225,200	158,200

用 以 外 の 職 員	3	331,200	272,500	226,800	159,900
	4	333,400	274,200	228,400	161,500
	5	335,200	276,000	229,800	163,100
	6	337,400	277,700	231,400	164,800
	7	339,400	279,400	232,900	166,400
	8	341,600	281,000	234,500	168,200
	9	343,400	282,800	235,600	169,700
	10	345,500	284,500	237,100	171,600
	11	347,600	286,300	238,500	173,600
	12	349,700	287,900	239,700	175,500
	13	351,200	289,600	241,300	177,400
	14	353,200	291,400	242,700	179,200
	15	355,100	293,200	243,900	181,000
	16	357,100	295,100	245,300	182,900
	17	358,900	296,800	246,100	188,400
	18	360,900	298,500	247,300	190,000
	19	362,900	300,300	248,500	191,600
	20	364,900	302,100	249,600	193,200
	21	366,700	303,400	251,000	194,700
	22	368,700	305,100	251,900	196,200
	23	370,800	306,600	252,900	197,800
	24	372,900	308,200	254,000	199,300
	25	374,300	309,900	255,200	200,900
	26	376,100	311,600	256,400	202,600
	27	377,900	313,200	257,800	204,200
	28	379,600	314,900	259,300	205,900
	29	381,400	315,800	260,700	207,300
	30	382,900	317,200	262,300	208,900
	31	384,500	318,700	263,900	210,500
	32	386,200	320,300	265,400	212,100
	33	387,500	321,700	266,800	213,500
	34	388,800	323,000	268,500	215,100
	35	390,100	324,200	270,100	216,800

36	391, 300	325, 500	271, 700	218, 500
37	392, 400	326, 600	273, 200	219, 800
38	393, 600	327, 600	274, 700	221, 300
39	394, 700	328, 700	276, 300	222, 700
40	395, 800	329, 700	277, 700	224, 200
41	396, 600	335, 800	279, 200	225, 600
42	397, 400	337, 600	280, 800	227, 000
43	398, 200	339, 300	282, 500	228, 300
44	399, 000	341, 100	284, 200	229, 600
45	399, 400	342, 800	285, 700	230, 900
46	400, 000	344, 600	287, 400	232, 300
47	400, 500	346, 500	289, 100	233, 800
48	400, 900	348, 300	290, 700	235, 200
49	401, 300	350, 100	291, 900	236, 200
50	401, 600	351, 800	293, 500	237, 500
51	401, 900	353, 400	294, 800	238, 500
52	402, 200	355, 100	296, 400	239, 700
53	402, 500	356, 300	297, 700	241, 000
54	402, 800	357, 400	299, 200	242, 300
55	403, 100	358, 600	300, 600	243, 400
56	403, 400	359, 800	302, 100	244, 700
57	403, 700	361, 000	303, 100	246, 000
58	404, 000	361, 800	304, 300	247, 000
59	404, 300	363, 000	305, 500	248, 200
60	404, 700	364, 100	306, 900	249, 300
61	404, 900	365, 100	308, 200	250, 400
62	405, 200	366, 100	309, 400	251, 700
63	405, 500	367, 100	310, 700	253, 000
64	405, 800	368, 100	311, 900	254, 200
65	406, 000	368, 900	313, 300	255, 800
66		369, 700	314, 100	257, 200
67		370, 600	314, 900	258, 400
68		371, 500	315, 700	259, 600

69	372, 000	316, 300	260, 700
70	372, 800	317, 000	262, 000
71	373, 600	317, 700	263, 300
72	374, 400	318, 300	264, 400
73	374, 800	319, 000	265, 200
74	375, 500	319, 200	266, 500
75	376, 200	319, 800	267, 800
76	376, 900	320, 400	269, 100
77	377, 300	321, 000	270, 000
78	377, 900	321, 500	271, 200
79	378, 600	322, 000	272, 500
80	379, 200	344, 200	273, 800
81	379, 600	344, 500	274, 600
82	380, 100	344, 800	275, 700
83	380, 600	345, 200	276, 600
84	381, 100	345, 500	277, 700
85	381, 700	346, 000	278, 700
86	382, 200	346, 300	279, 700
87	382, 800	346, 600	280, 800
88	383, 400	346, 900	281, 900
89	383, 900	347, 300	282, 500
90	384, 400	347, 600	283, 200
91	384, 900	348, 000	283, 700
92	385, 400	348, 300	284, 500
93	385, 700	348, 700	285, 300
94	386, 200	349, 000	285, 900
95	386, 600	349, 300	286, 500
96	387, 000	349, 600	287, 100
97	387, 400	349, 900	287, 800
98		350, 300	288, 300
99		350, 700	288, 700
100		351, 100	289, 100
101		351, 600	289, 300

	102			352,000	289,500
	103			352,400	289,700
	104			352,800	289,900
	105			353,300	290,300
	106				290,500
	107				290,700
	108				290,900
	109				291,300
	110				291,500
	111				291,700
	112				292,000
	113				292,400
	114				292,700
	115				292,900
	116				293,200
	117				293,500
	118				293,700
	119				293,900
	120				294,200
	121				294,500
再 任 用 職 員		322,800	282,100	256,900	215,300

備考 この表は、病院等に勤務する薬剤師、診療放射線技師、栄養士その他職員で規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職 員 の 区 分	職務の 等級				
		特 1 等級	1 等級	2 等級	3 等級

	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再 任 用 以 外 の 職 員	1	330,100	287,100	240,200	165,300
	2	332,200	288,800	242,000	166,700
	3	334,200	290,400	243,800	168,200
	4	336,400	292,200	245,600	169,600
	5	338,400	293,900	247,000	171,000
	6	340,500	295,700	248,300	172,500
	7	342,600	297,400	249,400	174,000
	8	344,700	299,100	250,700	175,500
	9	346,200	301,000	251,700	176,700
	10	348,200	302,700	252,700	178,400
	11	350,100	304,400	253,600	180,000
	12	352,100	306,100	254,500	181,500
	13	354,000	307,600	255,700	182,900
	14	356,100	309,200	256,800	184,900
	15	358,200	311,000	257,600	186,900
	16	360,200	312,800	258,600	188,900
	17	362,200	314,500	259,100	192,400
	18	364,200	316,100	260,000	194,500
	19	366,300	317,800	261,000	196,600
	20	368,400	319,500	261,800	198,600
	21	370,100	320,900	262,700	200,700
	22	372,200	322,400	263,600	203,000
	23	374,300	323,900	264,500	205,300
	24	376,300	325,400	265,500	207,500
	25	378,300	326,800	266,700	209,800
	26	379,900	328,200	267,600	211,200
	27	381,800	329,700	268,800	212,600
	28	383,700	331,300	270,000	213,800
	29	385,500	332,400	271,200	215,200
	30	387,200	333,900	272,600	216,600
	31	389,100	335,300	274,100	218,100
	32	390,900	336,800	275,400	219,300

33	392, 600	338, 400	277, 000	220, 700
34	394, 300	339, 900	278, 400	222, 200
35	396, 100	341, 500	279, 600	223, 700
36	397, 800	343, 000	280, 800	225, 200
37	399, 400	344, 700	282, 400	226, 300
38	401, 100	346, 300	283, 600	228, 000
39	402, 900	347, 800	285, 000	229, 700
40	404, 700	349, 400	286, 200	231, 400
41	406, 200	350, 600	287, 500	232, 700
42	407, 700	352, 100	289, 000	234, 400
43	409, 200	353, 600	290, 500	236, 100
44	410, 500	355, 000	292, 100	237, 800
45	411, 600	356, 600	293, 400	239, 400
46	412, 700	357, 600	294, 800	240, 800
47	413, 800	359, 100	296, 300	242, 100
48	415, 000	360, 400	297, 800	243, 200
49	416, 300	361, 800	298, 900	244, 400
50	417, 400	363, 200	300, 200	245, 500
51	418, 600	364, 500	301, 400	246, 400
52	419, 700	365, 900	302, 800	247, 500
53	420, 900	367, 400	304, 200	248, 400
54	421, 900	368, 600	305, 500	249, 500
55	423, 000	369, 700	306, 900	250, 400
56	424, 100	370, 900	308, 300	251, 500
57	425, 200	372, 000	309, 100	251, 900
58	425, 700	372, 900	310, 300	252, 800
59	426, 300	373, 900	311, 500	253, 700
60	426, 700	374, 900	312, 900	254, 400
61	427, 300	375, 500	314, 000	255, 200
62	427, 800	376, 300	315, 300	256, 100
63	428, 200	377, 100	316, 600	257, 000
64	428, 700	377, 900	317, 800	258, 000
65	429, 300	378, 600	319, 100	259, 000

66	429, 700	379, 300	320, 400	260, 000
67	430, 000	380, 100	321, 700	261, 200
68	430, 300	380, 800	323, 000	262, 400
69	430, 700	381, 400	323, 700	263, 500
70		382, 000	324, 800	264, 900
71		382, 700	325, 900	266, 200
72		383, 300	326, 800	267, 500
73		384, 000	328, 100	269, 000
74		384, 500	328, 800	270, 500
75		385, 100	329, 900	271, 900
76		385, 600	331, 100	273, 300
77		386, 000	332, 200	274, 700
78		386, 600	333, 400	276, 000
79		387, 100	334, 500	277, 400
80		387, 400	335, 700	278, 500
81		387, 700	336, 800	279, 900
82		388, 200	337, 900	281, 400
83		388, 600	338, 900	282, 900
84		388, 900	340, 000	284, 400
85		389, 200	340, 900	285, 500
86		389, 700	341, 900	287, 000
87		390, 200	342, 800	288, 500
88		390, 600	343, 800	289, 900
89		390, 900	344, 800	290, 900
90		391, 300	345, 600	292, 300
91		391, 800	346, 400	293, 500
92		392, 200	347, 200	294, 800
93		392, 600	347, 800	296, 200
94			348, 400	297, 500
95			349, 100	298, 700
96			349, 700	300, 000
97			350, 100	300, 500
98			350, 500	301, 700

99	351, 000	302, 800
100	351, 400	304, 000
101	351, 900	305, 100
102	352, 300	306, 300
103	352, 800	307, 500
104	353, 200	308, 600
105	353, 500	309, 900
106	354, 000	311, 100
107	354, 400	312, 300
108	354, 700	313, 500
109	355, 200	314, 300
110	355, 700	315, 000
111	356, 200	315, 700
112	356, 700	316, 300
113	357, 200	317, 000
114	357, 700	317, 300
115	358, 200	317, 900
116	358, 600	318, 600
117	359, 000	319, 000
118	359, 400	319, 600
119	359, 900	320, 200
120	360, 400	320, 800
121	360, 800	321, 200
122	361, 300	321, 700
123	361, 800	322, 200
124	362, 300	322, 700
125	362, 600	323, 100
126		323, 500
127		323, 800
128		324, 100
129		324, 500
130		324, 900
131		325, 300

	132				325,600
	133				325,800
	134				326,100
	135				326,500
	136				326,700
	137				326,900
	138				327,200
	139				327,500
	140				327,800
	141				328,000
	142				328,300
	143				328,700
	144				328,900
	145				329,100
	146				329,300
	147				329,700
	148				329,900
	149				330,200
	150				330,600
	151				331,000
	152				331,400
	153				331,700
再 任 用 職 員		326,200	289,100	262,600	255,400

備考 この表は、病院等に勤務する看護師、准看護師、保健師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

第2条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第15条の3第1項各号列記以外の部分中「12,000円」を「16,000円」に改め、同項第1号中「23,000円」を「27,000円」に、「12,000円」を「16,000円」に改め、同項第2号中

「 2 3 , 0 0 0 円」を「 2 7 , 0 0 0 円」に、「 1 6 , 0 0 0 円」を「 1 7 , 0 0 0 円」に改める。

第 2 5 条第 2 項第 1 号中「、 6 月に支給する場合には 1 0 0 分の 9 2 . 5 、 1 2 月に支給する場合には 1 0 0 分の 9 7 . 5 」を「 1 0 0 分の 9 5 」に改める。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第 3 条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例 (平成 2 4 年藤井寺市条例第 1 5 号) の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項の表を次のように改める。

号給	給料月額 (円)
1	3 7 5 , 0 0 0
2	4 2 2 , 0 0 0
3	4 7 2 , 0 0 0
4	5 3 3 , 0 0 0
5	6 0 8 , 0 0 0

第 8 条第 2 項中「 1 0 0 分の 1 6 7 . 5 」を「、 6 月に支給する場合には 1 0 0 分の 1 6 7 . 5 、 1 2 月に支給する場合には 1 0 0 分の 1 7 2 . 5 」に改める。

第 4 条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項中「、 6 月に支給する場合には 1 0 0 分の 1 6 7 . 5 、 1 2 月に支給する場合には 1 0 0 分の 1 7 2 . 5 」を「 1 0 0 分の 1 7 0 」に改める。

(会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第 5 条 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 (令和元年藤井寺市条例第 9 号) の一部を次のように改正する。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第 1（第 3 条関係）

行政職給料表

職務の等級 号給	1 等級	2 等級
	給料月額	給料月額
1	1 4 6 , 1 0 0	1 9 5 , 5 0 0
2	1 4 7 , 2 0 0	1 9 7 , 3 0 0
3	1 4 8 , 4 0 0	1 9 9 , 1 0 0
4	1 4 9 , 5 0 0	2 0 0 , 9 0 0
5	1 5 0 , 6 0 0	2 0 2 , 4 0 0
6	1 5 1 , 7 0 0	2 0 4 , 2 0 0
7	1 5 2 , 8 0 0	2 0 6 , 0 0 0
8	1 5 3 , 9 0 0	2 0 7 , 8 0 0
9	1 5 4 , 9 0 0	2 0 9 , 4 0 0
1 0	1 5 6 , 3 0 0	2 1 1 , 2 0 0
1 1	1 5 7 , 6 0 0	2 1 3 , 0 0 0
1 2	1 5 8 , 9 0 0	2 1 4 , 8 0 0
1 3	1 6 0 , 1 0 0	2 1 6 , 2 0 0
1 4	1 6 1 , 6 0 0	2 1 8 , 0 0 0
1 5	1 6 3 , 1 0 0	2 1 9 , 7 0 0
1 6	1 6 4 , 7 0 0	2 2 1 , 5 0 0
1 7	1 6 5 , 9 0 0	2 2 3 , 2 0 0
1 8	1 6 7 , 4 0 0	2 2 4 , 9 0 0

1 9	1 6 8, 9 0 0	2 2 6, 5 0 0
2 0	1 7 0, 4 0 0	2 2 8, 1 0 0
2 1	1 7 1, 7 0 0	2 2 9, 5 0 0
2 2	1 7 4, 4 0 0	2 3 1, 2 0 0
2 3	1 7 7, 0 0 0	2 3 2, 8 0 0
2 4	1 7 9, 6 0 0	2 3 4, 4 0 0
2 5	1 8 2, 2 0 0	2 3 5, 4 0 0
2 6	1 8 3, 9 0 0	2 3 6, 9 0 0
2 7	1 8 5, 5 0 0	2 3 8, 3 0 0
2 8	1 8 7, 2 0 0	2 3 9, 5 0 0
2 9	1 8 8, 7 0 0	2 4 0, 7 0 0
3 0	1 9 0, 4 0 0	2 4 1, 9 0 0
3 1	1 9 2, 2 0 0	2 4 2, 9 0 0
3 2	1 9 3, 9 0 0	2 4 4, 1 0 0
3 3	1 9 5, 5 0 0	2 4 5, 4 0 0
3 4	1 9 6, 9 0 0	2 4 6, 4 0 0
3 5	1 9 8, 4 0 0	2 4 7, 6 0 0
3 6	1 9 9, 9 0 0	2 4 8, 9 0 0
3 7	2 0 1, 2 0 0	2 4 9, 8 0 0
3 8	2 0 2, 5 0 0	2 5 1, 1 0 0
3 9	2 0 3, 7 0 0	2 5 2, 3 0 0

4 0	2 0 5, 0 0 0	2 5 3, 6 0 0
4 1	2 0 6, 3 0 0	2 5 5, 0 0 0
4 2	2 0 7, 6 0 0	2 5 6, 4 0 0
4 3	2 0 8, 9 0 0	2 5 7, 6 0 0
4 4	2 1 0, 2 0 0	2 5 8, 8 0 0
4 5	2 1 1, 3 0 0	2 6 0, 0 0 0
4 6	2 1 2, 6 0 0	2 6 1, 2 0 0
4 7	2 1 3, 9 0 0	2 6 2, 5 0 0
4 8	2 1 5, 2 0 0	2 6 3, 6 0 0
4 9	2 1 6, 3 0 0	2 6 4, 7 0 0
5 0	2 1 7, 4 0 0	2 6 5, 8 0 0
5 1	2 1 8, 4 0 0	2 6 7, 1 0 0
5 2	2 1 9, 5 0 0	2 6 8, 4 0 0
5 3	2 2 0, 6 0 0	2 6 9, 4 0 0
5 4	2 2 1, 6 0 0	2 7 0, 5 0 0
5 5	2 2 2, 5 0 0	2 7 1, 8 0 0
5 6	2 2 3, 5 0 0	2 7 3, 1 0 0
5 7	2 2 3, 8 0 0	2 7 4, 0 0 0
5 8	2 2 4, 6 0 0	2 7 5, 0 0 0
5 9	2 2 5, 4 0 0	2 7 5, 9 0 0
6 0	2 2 6, 1 0 0	2 7 7, 0 0 0

6 1	2 2 6, 8 0 0	2 7 8, 1 0 0
6 2	2 2 7, 8 0 0	2 7 9, 1 0 0
6 3	2 2 8, 6 0 0	2 8 0, 0 0 0
6 4	2 2 9, 4 0 0	2 8 1, 0 0 0
6 5	2 3 0, 1 0 0	2 8 1, 5 0 0
6 6	2 3 0, 8 0 0	2 8 2, 4 0 0
6 7	2 3 1, 7 0 0	2 8 3, 1 0 0
6 8	2 3 2, 7 0 0	2 8 4, 0 0 0
6 9	2 3 3, 4 0 0	2 8 5, 0 0 0
7 0	2 3 4, 0 0 0	2 8 5, 8 0 0
7 1	2 3 4, 5 0 0	2 8 6, 6 0 0
7 2	2 3 5, 2 0 0	2 8 7, 4 0 0
7 3	2 3 6, 0 0 0	2 8 8, 2 0 0
7 4	2 3 6, 6 0 0	2 8 8, 7 0 0
7 5	2 3 7, 2 0 0	2 8 9, 1 0 0
7 6	2 3 7, 7 0 0	2 8 9, 6 0 0
7 7	2 3 8, 4 0 0	2 8 9, 8 0 0
7 8	2 3 9, 1 0 0	2 9 0, 1 0 0
7 9	2 3 9, 8 0 0	2 9 0, 3 0 0
8 0	2 4 0, 3 0 0	2 9 0, 7 0 0
8 1	2 4 0, 8 0 0	2 9 0, 9 0 0

8 2	2 4 1, 5 0 0	2 9 1, 1 0 0
8 3	2 4 2, 2 0 0	2 9 1, 5 0 0
8 4	2 4 2, 9 0 0	2 9 1, 8 0 0
8 5	2 4 3, 5 0 0	2 9 2, 1 0 0
8 6	2 4 4, 2 0 0	2 9 2, 4 0 0
8 7	2 4 4, 9 0 0	2 9 2, 7 0 0
8 8	2 4 5, 6 0 0	2 9 3, 1 0 0
8 9	2 4 6, 1 0 0	2 9 3, 4 0 0
9 0	2 4 6, 6 0 0	2 9 3, 8 0 0
9 1	2 4 6, 9 0 0	2 9 4, 1 0 0
9 2	2 4 7, 3 0 0	2 9 4, 5 0 0
9 3	2 4 7, 6 0 0	2 9 4, 7 0 0
9 4		2 9 4, 9 0 0
9 5		2 9 5, 2 0 0
9 6		2 9 5, 6 0 0
9 7		2 9 5, 8 0 0
9 8		2 9 6, 1 0 0
9 9		2 9 6, 5 0 0
1 0 0		2 9 6, 9 0 0
1 0 1		2 9 7, 1 0 0
1 0 2		2 9 7, 4 0 0

1 0 3	2 9 7, 8 0 0
1 0 4	2 9 8, 1 0 0
1 0 5	2 9 8, 3 0 0
1 0 6	2 9 8, 6 0 0
1 0 7	2 9 9, 0 0 0
1 0 8	2 9 9, 3 0 0
1 0 9	2 9 9, 5 0 0
1 1 0	2 9 9, 9 0 0
1 1 1	3 0 0, 3 0 0
1 1 2	3 0 0, 6 0 0
1 1 3	3 0 0, 8 0 0
1 1 4	3 0 1, 0 0 0
1 1 5	3 0 1, 3 0 0
1 1 6	3 0 1, 7 0 0
1 1 7	3 0 1, 9 0 0
1 1 8	3 0 2, 1 0 0
1 1 9	3 0 2, 4 0 0
1 2 0	3 0 2, 7 0 0
1 2 1	3 0 3, 1 0 0
1 2 2	3 0 3, 3 0 0
1 2 3	3 0 3, 6 0 0

1 2 4		3 0 3, 9 0 0
1 2 5		3 0 4, 2 0 0

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

医療職給料表

ア 医療職給料表(1)

職務の等級 給 号	1 等級
	給料月額
1	2 4 9, 8 0 0
2	2 5 2, 3 0 0
3	2 5 4, 8 0 0
4	2 5 7, 3 0 0
5	2 5 9, 5 0 0
6	2 6 3, 3 0 0
7	2 6 7, 1 0 0
8	2 7 0, 9 0 0
9	2 7 4, 5 0 0
1 0	2 7 8, 5 0 0
1 1	2 8 2, 5 0 0
1 2	2 8 6, 5 0 0
1 3	2 9 0, 3 0 0
1 4	2 9 4, 3 0 0

1 5	2 9 8, 2 0 0
1 6	3 0 2, 1 0 0
1 7	3 0 5, 8 0 0
1 8	3 0 9, 4 0 0
1 9	3 1 2, 9 0 0
2 0	3 1 6, 5 0 0
2 1	3 2 0, 1 0 0
2 2	3 2 3, 8 0 0
2 3	3 2 7, 3 0 0
2 4	3 3 0, 6 0 0
2 5	3 3 4, 1 0 0
2 6	3 3 6, 8 0 0
2 7	3 3 9, 4 0 0
2 8	3 4 2, 0 0 0
2 9	3 4 6, 5 0 0
3 0	3 4 9, 7 0 0
3 1	3 5 2, 8 0 0
3 2	3 5 5, 9 0 0
3 3	3 5 8, 7 0 0
3 4	3 6 1, 4 0 0
3 5	3 6 4, 5 0 0

3 6	3 6 7, 7 0 0
3 7	3 7 0, 6 0 0
3 8	3 7 4, 1 0 0
3 9	3 7 7, 1 0 0
4 0	3 8 0, 7 0 0
4 1	3 8 4, 3 0 0
4 2	3 8 7, 0 0 0
4 3	3 8 9, 5 0 0
4 4	3 9 2, 1 0 0
4 5	3 9 4, 9 0 0
4 6	3 9 7, 2 0 0
4 7	3 9 9, 7 0 0
4 8	4 0 1, 8 0 0
4 9	4 0 3, 8 0 0
5 0	4 0 6, 1 0 0
5 1	4 0 8, 3 0 0
5 2	4 1 0, 6 0 0
5 3	4 1 2, 9 0 0
5 4	4 1 5, 0 0 0
5 5	4 1 7, 0 0 0
5 6	4 1 9, 1 0 0

5 7	4 2 1, 0 0 0
5 8	4 2 2, 8 0 0
5 9	4 2 4, 6 0 0
6 0	4 2 6, 6 0 0
6 1	4 2 8, 5 0 0
6 2	4 3 0, 5 0 0
6 3	4 3 2, 4 0 0
6 4	4 3 4, 4 0 0
6 5	4 3 6, 2 0 0
6 6	4 3 8, 0 0 0
6 7	4 3 9, 7 0 0
6 8	4 4 1, 5 0 0
6 9	4 4 3, 3 0 0
7 0	4 4 5, 1 0 0
7 1	4 4 6, 9 0 0
7 2	4 4 8, 6 0 0
7 3	4 5 0, 4 0 0
7 4	4 5 2, 1 0 0
7 5	4 5 3, 9 0 0
7 6	4 5 5, 7 0 0
7 7	4 5 7, 6 0 0

7 8	4 5 8, 8 0 0
7 9	4 6 0, 0 0 0
8 0	4 6 1, 2 0 0
8 1	4 6 2, 4 0 0
8 2	4 6 3, 4 0 0
8 3	4 6 4, 4 0 0
8 4	4 6 5, 4 0 0
8 5	4 6 6, 2 0 0
8 6	4 6 6, 9 0 0
8 7	4 6 7, 6 0 0
8 8	4 6 8, 3 0 0
8 9	4 6 9, 0 0 0
9 0	4 6 9, 7 0 0
9 1	4 7 0, 4 0 0
9 2	4 7 1, 0 0 0
9 3	4 7 1, 3 0 0
9 4	4 7 2, 0 0 0
9 5	4 7 2, 7 0 0
9 6	4 7 3, 4 0 0
9 7	4 7 3, 8 0 0
9 8	4 7 4, 4 0 0

9 9	4 7 5, 1 0 0
1 0 0	4 7 5, 8 0 0
1 0 1	4 7 6, 2 0 0
1 0 2	4 7 6, 8 0 0
1 0 3	4 7 7, 4 0 0
1 0 4	4 7 7, 9 0 0
1 0 5	4 7 8, 5 0 0
1 0 6	4 7 9, 0 0 0
1 0 7	4 7 9, 5 0 0
1 0 8	4 8 0, 0 0 0
1 0 9	4 8 0, 4 0 0
1 1 0	4 8 1, 0 0 0
1 1 1	4 8 1, 4 0 0
1 1 2	4 8 1, 9 0 0
1 1 3	4 8 2, 4 0 0
1 1 4	4 8 3, 0 0 0
1 1 5	4 8 3, 6 0 0
1 1 6	4 8 4, 0 0 0
1 1 7	4 8 4, 5 0 0
1 1 8	4 8 5, 1 0 0
1 1 9	4 8 5, 7 0 0

1 2 0	4 8 6 , 3 0 0
1 2 1	4 8 6 , 8 0 0

備考 この表は、医師の業務に従事する会計年度任用職員で市長が規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表(2)

職務の等級 号給	1 等級
	給料月額
1	1 5 6 , 4 0 0
2	1 5 8 , 2 0 0
3	1 5 9 , 9 0 0
4	1 6 1 , 5 0 0
5	1 6 3 , 1 0 0
6	1 6 4 , 8 0 0
7	1 6 6 , 4 0 0
8	1 6 8 , 2 0 0
9	1 6 9 , 7 0 0
1 0	1 7 1 , 6 0 0
1 1	1 7 3 , 6 0 0
1 2	1 7 5 , 5 0 0
1 3	1 7 7 , 4 0 0
1 4	1 7 9 , 2 0 0
1 5	1 8 1 , 0 0 0

1 6	1 8 2, 9 0 0
1 7	1 8 8, 4 0 0
1 8	1 9 0, 0 0 0
1 9	1 9 1, 6 0 0
2 0	1 9 3, 2 0 0
2 1	1 9 4, 7 0 0
2 2	1 9 6, 2 0 0
2 3	1 9 7, 8 0 0
2 4	1 9 9, 3 0 0
2 5	2 0 0, 9 0 0
2 6	2 0 2, 6 0 0
2 7	2 0 4, 2 0 0
2 8	2 0 5, 9 0 0
2 9	2 0 7, 3 0 0
3 0	2 0 8, 9 0 0
3 1	2 1 0, 5 0 0
3 2	2 1 2, 1 0 0
3 3	2 1 3, 5 0 0
3 4	2 1 5, 1 0 0
3 5	2 1 6, 8 0 0
3 6	2 1 8, 5 0 0

3 7	2 1 9, 8 0 0
3 8	2 2 1, 3 0 0
3 9	2 2 2, 7 0 0
4 0	2 2 4, 2 0 0
4 1	2 2 5, 6 0 0
4 2	2 2 7, 0 0 0
4 3	2 2 8, 3 0 0
4 4	2 2 9, 6 0 0
4 5	2 3 0, 9 0 0
4 6	2 3 2, 3 0 0
4 7	2 3 3, 8 0 0
4 8	2 3 5, 2 0 0
4 9	2 3 6, 2 0 0
5 0	2 3 7, 5 0 0
5 1	2 3 8, 5 0 0
5 2	2 3 9, 7 0 0
5 3	2 4 1, 0 0 0
5 4	2 4 2, 3 0 0
5 5	2 4 3, 4 0 0
5 6	2 4 4, 7 0 0
5 7	2 4 6, 0 0 0

5 8	2 4 7, 0 0 0
5 9	2 4 8, 2 0 0
6 0	2 4 9, 3 0 0
6 1	2 5 0, 4 0 0
6 2	2 5 1, 7 0 0
6 3	2 5 3, 0 0 0
6 4	2 5 4, 2 0 0
6 5	2 5 5, 8 0 0
6 6	2 5 7, 2 0 0
6 7	2 5 8, 4 0 0
6 8	2 5 9, 6 0 0
6 9	2 6 0, 7 0 0
7 0	2 6 2, 0 0 0
7 1	2 6 3, 3 0 0
7 2	2 6 4, 4 0 0
7 3	2 6 5, 2 0 0
7 4	2 6 6, 5 0 0
7 5	2 6 7, 8 0 0
7 6	2 6 9, 1 0 0
7 7	2 7 0, 0 0 0
7 8	2 7 1, 2 0 0

7 9	2 7 2, 5 0 0
8 0	2 7 3, 8 0 0
8 1	2 7 4, 6 0 0
8 2	2 7 5, 7 0 0
8 3	2 7 6, 6 0 0
8 4	2 7 7, 7 0 0
8 5	2 7 8, 7 0 0
8 6	2 7 9, 7 0 0
8 7	2 8 0, 8 0 0
8 8	2 8 1, 9 0 0
8 9	2 8 2, 5 0 0
9 0	2 8 3, 2 0 0
9 1	2 8 3, 7 0 0
9 2	2 8 4, 5 0 0
9 3	2 8 5, 3 0 0
9 4	2 8 5, 9 0 0
9 5	2 8 6, 5 0 0
9 6	2 8 7, 1 0 0
9 7	2 8 7, 8 0 0
9 8	2 8 8, 3 0 0
9 9	2 8 8, 7 0 0

1 0 0	2 8 9, 1 0 0
1 0 1	2 8 9, 3 0 0
1 0 2	2 8 9, 5 0 0
1 0 3	2 8 9, 7 0 0
1 0 4	2 8 9, 9 0 0
1 0 5	2 9 0, 3 0 0
1 0 6	2 9 0, 5 0 0
1 0 7	2 9 0, 7 0 0
1 0 8	2 9 0, 9 0 0
1 0 9	2 9 1, 3 0 0
1 1 0	2 9 1, 5 0 0
1 1 1	2 9 1, 7 0 0
1 1 2	2 9 2, 0 0 0
1 1 3	2 9 2, 4 0 0
1 1 4	2 9 2, 7 0 0
1 1 5	2 9 2, 9 0 0
1 1 6	2 9 3, 2 0 0
1 1 7	2 9 3, 5 0 0
1 1 8	2 9 3, 7 0 0
1 1 9	2 9 3, 9 0 0
1 2 0	2 9 4, 2 0 0

1 2 1	2 9 4, 5 0 0
-------	--------------

備考 この表は、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、歯科衛生士、管理栄養士、栄養士その他これらに準ずる業務に従事する会計年度任用職員で市長が規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職務の等級 号給	1 等級
	給料月額
1	1 6 5, 3 0 0
2	1 6 6, 7 0 0
3	1 6 8, 2 0 0
4	1 6 9, 6 0 0
5	1 7 1, 0 0 0
6	1 7 2, 5 0 0
7	1 7 4, 0 0 0
8	1 7 5, 5 0 0
9	1 7 6, 7 0 0
1 0	1 7 8, 4 0 0
1 1	1 8 0, 0 0 0
1 2	1 8 1, 5 0 0
1 3	1 8 2, 9 0 0
1 4	1 8 4, 9 0 0
1 5	1 8 6, 9 0 0

1 6	1 8 8, 9 0 0
1 7	1 9 2, 4 0 0
1 8	1 9 4, 5 0 0
1 9	1 9 6, 6 0 0
2 0	1 9 8, 6 0 0
2 1	2 0 0, 7 0 0
2 2	2 0 3, 0 0 0
2 3	2 0 5, 3 0 0
2 4	2 0 7, 5 0 0
2 5	2 0 9, 8 0 0
2 6	2 1 1, 2 0 0
2 7	2 1 2, 6 0 0
2 8	2 1 3, 8 0 0
2 9	2 1 5, 2 0 0
3 0	2 1 6, 6 0 0
3 1	2 1 8, 1 0 0
3 2	2 1 9, 3 0 0
3 3	2 2 0, 7 0 0
3 4	2 2 2, 2 0 0
3 5	2 2 3, 7 0 0
3 6	2 2 5, 2 0 0

3 7	2 2 6, 3 0 0
3 8	2 2 8, 0 0 0
3 9	2 2 9, 7 0 0
4 0	2 3 1, 4 0 0
4 1	2 3 2, 7 0 0
4 2	2 3 4, 4 0 0
4 3	2 3 6, 1 0 0
4 4	2 3 7, 8 0 0
4 5	2 3 9, 4 0 0
4 6	2 4 0, 8 0 0
4 7	2 4 2, 1 0 0
4 8	2 4 3, 2 0 0
4 9	2 4 4, 4 0 0
5 0	2 4 5, 5 0 0
5 1	2 4 6, 4 0 0
5 2	2 4 7, 5 0 0
5 3	2 4 8, 4 0 0
5 4	2 4 9, 5 0 0
5 5	2 5 0, 4 0 0
5 6	2 5 1, 5 0 0
5 7	2 5 1, 9 0 0

5 8	2 5 2, 8 0 0
5 9	2 5 3, 7 0 0
6 0	2 5 4, 4 0 0
6 1	2 5 5, 2 0 0
6 2	2 5 6, 1 0 0
6 3	2 5 7, 0 0 0
6 4	2 5 8, 0 0 0
6 5	2 5 9, 0 0 0
6 6	2 6 0, 0 0 0
6 7	2 6 1, 2 0 0
6 8	2 6 2, 4 0 0
6 9	2 6 3, 5 0 0
7 0	2 6 4, 9 0 0
7 1	2 6 6, 2 0 0
7 2	2 6 7, 5 0 0
7 3	2 6 9, 0 0 0
7 4	2 7 0, 5 0 0
7 5	2 7 1, 9 0 0
7 6	2 7 3, 3 0 0
7 7	2 7 4, 7 0 0
7 8	2 7 6, 0 0 0

7 9	2 7 7, 4 0 0
8 0	2 7 8, 5 0 0
8 1	2 7 9, 9 0 0
8 2	2 8 1, 4 0 0
8 3	2 8 2, 9 0 0
8 4	2 8 4, 4 0 0
8 5	2 8 5, 5 0 0
8 6	2 8 7, 0 0 0
8 7	2 8 8, 5 0 0
8 8	2 8 9, 9 0 0
8 9	2 9 0, 9 0 0
9 0	2 9 2, 3 0 0
9 1	2 9 3, 5 0 0
9 2	2 9 4, 8 0 0
9 3	2 9 6, 2 0 0
9 4	2 9 7, 5 0 0
9 5	2 9 8, 7 0 0
9 6	3 0 0, 0 0 0
9 7	3 0 0, 5 0 0
9 8	3 0 1, 7 0 0
9 9	3 0 2, 8 0 0

1 0 0	3 0 4, 0 0 0
1 0 1	3 0 5, 1 0 0
1 0 2	3 0 6, 3 0 0
1 0 3	3 0 7, 5 0 0
1 0 4	3 0 8, 6 0 0
1 0 5	3 0 9, 9 0 0
1 0 6	3 1 1, 1 0 0
1 0 7	3 1 2, 3 0 0
1 0 8	3 1 3, 5 0 0
1 0 9	3 1 4, 3 0 0
1 1 0	3 1 5, 0 0 0
1 1 1	3 1 5, 7 0 0
1 1 2	3 1 6, 3 0 0
1 1 3	3 1 7, 0 0 0
1 1 4	3 1 7, 3 0 0
1 1 5	3 1 7, 9 0 0
1 1 6	3 1 8, 6 0 0
1 1 7	3 1 9, 0 0 0
1 1 8	3 1 9, 6 0 0
1 1 9	3 2 0, 2 0 0
1 2 0	3 2 0, 8 0 0

1 2 1	3 2 1, 2 0 0
1 2 2	3 2 1, 7 0 0
1 2 3	3 2 2, 2 0 0
1 2 4	3 2 2, 7 0 0
1 2 5	3 2 3, 1 0 0
1 2 6	3 2 3, 5 0 0
1 2 7	3 2 3, 8 0 0
1 2 8	3 2 4, 1 0 0
1 2 9	3 2 4, 5 0 0
1 3 0	3 2 4, 9 0 0
1 3 1	3 2 5, 3 0 0
1 3 2	3 2 5, 6 0 0
1 3 3	3 2 5, 8 0 0
1 3 4	3 2 6, 1 0 0
1 3 5	3 2 6, 5 0 0
1 3 6	3 2 6, 7 0 0
1 3 7	3 2 6, 9 0 0
1 3 8	3 2 7, 2 0 0
1 3 9	3 2 7, 5 0 0
1 4 0	3 2 7, 8 0 0
1 4 1	3 2 8, 0 0 0

1 4 2	3 2 8, 3 0 0
1 4 3	3 2 8, 7 0 0
1 4 4	3 2 8, 9 0 0
1 4 5	3 2 9, 1 0 0
1 4 6	3 2 9, 3 0 0
1 4 7	3 2 9, 7 0 0
1 4 8	3 2 9, 9 0 0
1 4 9	3 3 0, 2 0 0
1 5 0	3 3 0, 6 0 0
1 5 1	3 3 1, 0 0 0
1 5 2	3 3 1, 4 0 0
1 5 3	3 3 1, 7 0 0

備考 この表は、保健師、看護師、准看護師その他これらに準ずる業務に従事する会計年度任用職員で市長が規則で定めるものに適用する。

（特別職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第6条 特別職の職員の給与に関する条例（昭和34年藤井寺市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「100分の195」を「、6月に支給する場合には100分の195、12月に支給する場合には100分の200」に改める。

第7条 特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「、6月に支給する場合には100分の195、12月に支給する場合には100分の200」を「100分の197.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第5条及び第7条並びに附則第3条の規定は、令和2年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（次条において「第1条改正後給与条例」という。）の規定、第3条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（次条において「第3条改正後任期付職員条例」という。）の規定及び第6条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する条例（次条において「第6条改正後特別職給与条例」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。

（給与の内払）

第2条 第1条改正後給与条例、第3条改正後任期付職員条例又は第6条改正後特別職給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例、第3条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例又は第6条の規定による改正前の特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第1条改正後給与条例、第3条改正後任期付職員条例又は第6条改正後特別職給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（住居手当に関する経過措置）

第3条 第2条の規定の施行の日（以下この項において「一部施行日」という。）の前日において同条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例第15条の3の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であって、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（規則で定める職員を除く。）に対しては、一部施行日から令和3年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下この条において「第2条改正後給与条例」という。）第15条の3の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で規則で定める額。第2号において「旧手当額」という。）から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

- (1) 第2条改正後給与条例第15条の3第1項に該当しないこととなる職員
- (2) 旧手当額から第2条改正後給与条例第15条の3第1項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員

2 前項に定めるもののほか、同項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

（規則への委任）

第4条 前2条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第5条 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成28年藤井寺市条例第33号）の一部を次のように改正する。

附則第6項（見出しを含む。）中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

議案第 39 号

藤井寺市立ふじみ緑地駐車場条例の制定について

藤井寺市立ふじみ緑地駐車場条例を次のように定める。

令和元年 11 月 29 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

津堂城山古墳周辺における道路交通の円滑化及び自動車の駐車秩序を確立し、駐車車両利用者の利便を図るため、本市に藤井寺市立ふじみ緑地駐車場を有料駐車場として設置するものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市立ふじみ緑地駐車場条例

(設置)

第1条 津堂城山古墳周辺における道路交通の円滑化及び自動車の駐車秩序を確立することにより、周辺の美観を維持するとともに、駐車車両利用者の利便を図るため、本市に藤井寺市立ふじみ緑地駐車場（以下「駐車場」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 藤井寺市立ふじみ緑地駐車場
- (2) 位置 藤井寺市小山藤美町880番40

(駐車車両の種類)

第3条 駐車場に駐車が可能な自動車は、普通自動車及び準中型自動車並びに中型自動車及び大型自動車（それぞれ道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第2条の表に規定する普通自動車及び準中型自動車並びに中型自動車及び大型自動車のうち市長が定める規格内のものをいう。以下同じ。）とする。

(供用時間)

第4条 駐車場の供用時間は、終日とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、管理上必要があると認めるときは、供用時間を変更することができる。

(使用料)

第5条 駐車場を使用する者（以下「使用者」という。）は、別表の駐車場使用料（以下「使用料」という。）を納めなければならない。

- 2 前項の使用料は、駐車場の利用を終了するときに納入するものとする。

(使用料の減免)

第6条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第7条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用の制限)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、駐車場の使用を制限することができる。

- (1) 駐車場の施設及び駐車中の他の自動車に危険を及ぼし、又は人体に危害を及ぼすおそれのある物品を積載した自動車を駐車しようとするとき。
- (2) 駐車場の施設又は附属設備等を汚損し、又は損傷させるおそれがあるとき。
- (3) 発火性又は引火性の物品その他危険物を積載しているとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が駐車場の管理上支障があると認めるとき。

(禁止行為)

第9条 使用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 駐車場の施設又は附属設備等を汚損し、又は損傷させること。
- (2) 他の自動車の駐車を妨げること。
- (3) 指定された場所以外に駐車車両を駐車させること。
- (4) みだりに火気を使用し、騒音を発し、又はごみその他汚物を捨てること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれがある行為をすること。

(使用者の遵守事項)

第10条 使用者は、この条例及びこの条例に基づく規則を遵守しなければならない。

(供用の休止)

第11条 市長は、駐車場の補修その他の理由により必要があると認めるときは、駐車場の全部又は一部の供用を休止することができる。

(賠償責任)

第12条 駐車場の施設又は附属設備等を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。

(免責事項)

第13条 市長は、駐車場において第三者に起因して生じた使用者の損害については、その責めを負わない。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、駐車場に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第 5 条関係）

自動車の種類	駐車時間	金額
普通自動車及び準中型自動車	午前 8 時から 午後 8 時まで	駐車後 3 0 分は無料 以降 3 0 分ごとに 1 0 0 円（ただし、入庫後 2 4 時間以内は 6 0 0 円を上限とする。）
	午後 8 時から 午前 8 時まで	駐車後 3 0 分は無料 以降 6 0 分ごとに 1 0 0 円（ただし、入庫後 2 4 時間以内は 6 0 0 円を上限とする。）
中型自動車及び大型自動車	終日	3 0 分ごとに 5 0 0 円（ただし、入庫後 1 2 時間以内は 3 , 0 0 0 円を上限とする。）

議案第 4 0 号

藤井寺市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

藤井寺市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 1 1 月 2 9 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

藤井寺市内の店舗や事業所等から排出される事業系一般廃棄物の収集運搬事業者への負担を適正化するため、事業系一般廃棄物の収集運搬手数料を税抜きの価格表示とし、その旨を明記するよう改めるものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

藤井寺市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 5 年藤井寺市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表に備考として次のように加える。

備考 ごみの項に掲げる一般廃棄物手数料（事業系）の額については、当該額に消費税法（昭和 6 3 年法律第 1 0 8 号）の規定による消費税の額及び地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）の規定による地方消費税の額に相当する額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加算した額とする。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 4 1 号

藤井寺市下水道条例の一部改正について

藤井寺市下水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 1 1 月 2 9 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 3 7 号）の趣旨を踏まえ、成年被後見人等の欠格条項を見直すと共に、責任技術者の登録等の事務について、大阪府下水道協会に移行するため、関連する条文の整備を行うものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市下水道条例の一部を改正する条例

第1条 藤井寺市下水道条例（平成14年藤井寺市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第8条第3項第1号中「オ」を「カ」に改める。

第9条第1項第4号アを次のように改める。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第9条第1項第4号オ中「エ」を「オ」に改め、同号オを同号カとし、同号エ中「藤井寺市条例第28号」の次に「。以下この項において「暴排条例」という。」を加え、「第17条第2項第3号」を「第17条第2項第4号」に、「同条第3号」を「暴排条例第2条第3号」に改め、同号エを同号オとし、同号ウの次に次のように加える。

エ 精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営む

に当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

第12条中「変更があったとき」の次に「、第9条第1項第4号ア、エ若しくはカのいずれかに該当するに至ったとき」を加える。

第17条第2項第1号を次のように改める。

(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第17条第2項第2号中「次項」を「第4項」に改め、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 精神の機能の障害により責任技術者の職務を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

第17条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 責任技術者又はその法定代理人若しくは同居の親族は、当該責任技術者が精神の機能の障害を有することにより認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態となったときは、市長にその旨を届け出るものとする。

第18条第3項中「前条第3項」を「前条第4項」に改める。

第24条第2項中「に係る特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者については、前項第1号から第3号までの規定にかかわらず次の各号に掲げる基準を適用する。」を「の用に供する施設から公共下水道に排除される下水に係る前項第1号から第3号までに掲げる項目に関する水質の基準については、それらの施設から排除される汚水の合計量がその処理施設（流域関連公共下水道が接続する流域下水道の処理施設をいう。第25条第2項において同じ。）で処理

される汚水の量の4分の1以上であると認められるとき、その処理施設に達するまでに他の汚水により十分に希釈されることができないと認められるとき、その他やむを得ない理由があるときは、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる項目に関し、それぞれ当該各号に定める数値を当該基準とする。」に改める。

第25条第2項中「下水を排除して公共下水道を使用する者については、前項第1号から第4号までの規定にかかわらず次の各号に掲げる基準を適用する。」を「公共下水道に排除される下水に係る前項第2号から第5号までに掲げる項目に関する水質の基準については、それらの施設から排除される汚水の合計量がその処理施設で処理される汚水の量の4分の1以上であると認められるとき、その処理施設に達するまでに他の汚水により十分に希釈されることができないと認められるとき、その他やむを得ない理由があるときは、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる項目に関し、それぞれ当該各号に定める数値を当該基準とする。」に改める。

第2条 藤井寺市下水道条例の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(13) 責任技術者 下水道排水設備工事責任技術者として大阪府下水道協会（以下「府協会」という。）の登録を受け、府協会から下水道排水設備工事責任技術者証（以下「責任技術者証」という。）の交付を受けている者をいう。

第8条第2項第2号中「排水設備工事責任技術者（以下「責任技術者」という。）」を「責任技術者」に改め、同条第3項第4号中「第18条の規定により交付された責任技術者証」を「責任技術者証の写し」に改める。

第9条第1項第1号中「第15条第1項の規定により責任技術者として登録を受けた者」を「責任技術者」に改め、同項第4号中「第17条第2項第4号において同じ。」を削る。

第15条を次のように改める。

（責任技術者証の携帯）

第15条 責任技術者は、排水設備等の新設等の工事の業務に従事するときは、常に責任技術者証を携帯し、市の職員の請求があったときは、これを提示しなければならない。

第16条から第20条までを次のように改める。

第16条 削除

第17条 削除

第18条 削除

第 19 条 削除

第 20 条 削除

第 22 条中「及び責任技術者」を削る。

第 45 条第 1 項中「次の各号に掲げる」を「指定工事店の指定に係る」に改め、「当該事務の」を削り、「当該各号に定める額」を「1 件につき 10,000 円」に改め、同項各号を削る。

第 50 条中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号から第 10 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第 1 条の規定は、公布の日から、第 2 条の規定は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 第 2 条の規定の施行の際、現に同条による改正前の藤井寺市下水道条例第 15 条に規定する責任技術者の登録を受けている者は、当該登録に係る有効期間内に限り、第 2 条の規定による改正後の藤井寺市下水道条例第 2 条第 13 号に規定する責任技術者とみなす。

議案第 4 2 号

市道路線の一部廃止について

次のとおり路線を一部廃止することについて、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 1 1 月 2 9 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

1 . 一部廃止路線

路 線 名	新旧別	起 終 点 点	重要な経過地
野 中 6 号 線	新	野中 2 丁目 3 7 番 1 先 野中 2 丁目 2 7 番先	_____
	旧	野中 2 丁目 8 9 番先 野中 2 丁目 2 7 番先	_____

提案理由

当該路線に係る道路の一部が一般交通の用に供する必要がなくなったため、路線の一部を廃止するものである。

議案第 4 3 号

藤井寺市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

次の者を藤井寺市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 4 2 3 条第 3 項の規定により、議会の同意を求める。

令和元年 1 1 月 2 9 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

岡 本 公 一

提案理由

令和元年 1 2 月 3 1 日任期満了によるものである。

住所

岡 本 公 一
生

略 歴

[Redacted text block containing multiple lines of blacked-out information]

同 26年 1月 藤井寺市固定資産評価審査委員会委員

[Redacted text block]

同 29年 1月 藤井寺市固定資産評価審査委員会委員（現在に至る）

